

## 小型機船底びき網漁業の許認可方針

### (総則)

第1 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたっては、漁業法（昭和**24**年法律第**267**号。以下「法」という。）及び大阪府漁業調整規則（令和2年大阪府規則第**126**号。以下「規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

### (許可の定義)

第2 法第**57**条第1項の農林水産省令（漁業の許可及び取締り等に関する省令）で定める小型機船底びき網漁業は、動力漁船を使用して行う漁業で、次によるものに限る。

- (1) 手繰第2種漁業（えび漕網）
- (2) 手繰第3種漁業（石桁網）
- (3) その他の小型機船底びき網漁業（板びき網）

### (起業の認可)

第3 知事の指定する起業認可の申請の期間は、最長3年とする。（法第**58**条において読み替えて準用する法第**39**条第2項及び規則第7条第2項）

2 起業の認可に係る申請書の様式は、様式第1号とする。

### (許可の申請様式)

第4 許可の申請書の様式は、様式第1号とする。

2 申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表1のとおりとする。（規則第8条第2項）

### (新規の許可等)

第5 公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。（法第**58**条において読み替えて準用する法第**42**条第1項及び第2項並びに規則第**11**条第1項及び第2項）

#### (1) 制限措置の内容

- ア 許可等をすべき船舶の数 現行許可数を基本とする。
- イ 船舶の総トン数 **10**トン未満
- ウ 推進機関の馬力数 **15**馬力以下又は**48kW**以下
- エ 操業区域

| 漁業種類（地方名称）    | 操業区域    |
|---------------|---------|
| 手繰第2種漁業（えび漕網） | 大阪府地先海面 |

|                          |                                                                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手繰第3種漁業（石桁網）             | 大阪府地先海面                                                                                    |
| その他の小型機船底びき網<br>漁業（板びき網） | 大阪港大和川北防波堤灯台と明石海峡大橋<br>北側橋脚中央を結んだ線以南の大阪府地先<br>海面（但し、大阪南防波堤灯台と兵庫県淡路<br>市常隆寺山頂上とを結んだ線以北を除く。） |

オ 漁業時期 周年

(2) 申請すべき期間

公示日から2か月間（閉庁日を除く。）

2 公示した許可すべき数を超えた場合の許可基準は、申請期間内の申請者に対して申請の内容を確認し、次の(1)から(7)として当てはめ、申請者毎に各号の点数を合計し、その結果、点数が多い上位者に対して許可するものとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第5項及び規則第11条第5項)。

- (1) 府内に住所を有する漁業者、漁業従事者及び漁業法人（5点）
- (2) 現に府内に漁船登録をしている者（5点）
- (3) 他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去3年間の漁業日数が年間90日以上のある者（5点）
- (4) 新規漁業就業者で漁業団体等の推薦を得た者（5点）
- (5) 申請と同時に府内で新たに漁船登録をしようとする者（3点）
- (6) 他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間90日未満の者（3点）
- (7) (1)～(6)以外の者でこの許可等を新たに受けようとする者（3点）

3 前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第6項及び規則第11条第6項)

- (1) 抽選の場所 大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所
- (2) くじの対象者 前項の基準により点数が同点で決められなかった者
- (3) くじの方法
  - ア 抽選の順番は先着順とする。
  - イ あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。
  - ウ アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。
  - エ 抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

4 許可等の申請をした者の地位を承継する場合の届出の様式は、様式第2号とする。(規

則第 11 条第 9 項)

(継続の許可等)

第 6 継続許可の申請期間は、次のとおりとする。(規則第 14 条第 2 項)

2 月 1 日から 3 月 31 日まで

(許可等の条件)

第 7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項)

(1) 使用漁具数

| 漁業種類 (地方名称)           | 使用漁具数   |
|-----------------------|---------|
| 手繰第 2 種漁業 (えび漕網)      | 網 3 丈以内 |
| 手繰第 3 種漁業 (石桁網)       | 桁 5 丁以内 |
| その他の小型機船底びき網漁業 (板びき網) | 網 1 丈   |

(2) 操業時間

午前 5 時から午後 5 時、ただし、11 月 1 日から 2 月末日までの間は午前 5 時 30 分から午後 5 時までとする。

(3) 網目 (目合)

その他の小型機船底びき網漁業 (板びき網) は、漁具の魚捕部の目合は 14 節 (※) より太めでなければならない。

※ 5 寸 (約 15.15 センチメートル) の間に 14 節 (結び目が 14 個) ある目合

(変更の許可申請)

第 8 制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第 3 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 47 条及び規則第 16 条第 2 項)

(各種届出)

第 9 代表者の選定、許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第 4 号から第 8 号までとする。(規則第 3 条、規則第 17 条第 2 項、法第 58 条において読み替えて準用する法第 49 条第 2 項及び規則第 18 条第 2 項、法第 58 条において読み替えて準用する法第 50 条及び規則第 19 条第 1 項並びに規則第 19 条第 2 項)

(資源管理の状況等の報告)

第 10 資源管理状況の報告の様式は、様式第 9 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項)

(許可証の交付)

第 11 許可証の様式は、様式第 10 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 1 項及び規則第 24 条)

(許可証の書換え交付及び再交付の申請)

第 12 許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第 11 号及び第 12 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 2 項並びに規則第 27 条及び第 28 条)

附則 (全部改正)

- 1 この方針は、昭和 44 年 3 月 10 日から実施する。
- 2 昭和 29 年 5 月 1 日付け実施の「小型機船底びき網漁業の許可または認可についての処理要領」は、廃止する。

附則 (板びき網操業期間延長)

- 1 この方針は、昭和 45 年 12 月 25 日から施行し、昭和 45 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この方針施行の際、改正前の方針により交付されている許可証で現に効力を有するものについては、その操業期間中の欄中「7 月 1 日から 9 月 30 日まで」とあるのは「3 月 21 日から翌年 1 月 20 日まで」と読み替える。

附則 (板びき網操業期間制限廃止)

- 1 この方針は、昭和 47 年 3 月 7 日から施行し、昭和 47 年 1 月 21 日から適用する。
- 2 この方針施行の際、改正前の方針により交付されている許可証で現に効力を有するものについては、その板びき網の操業期間は「周年」と読み替える。

附則 (推進機関の馬力数、漁船の設備、操業区域の制限)

この方針は、平成 14 年 4 月 23 日から施行する。

附則 (全部改正)

この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附則 (許可条件の改正)

- 1 この方針は、令和 8 年 月 日から施行する。
- 2 この方針施行の際、改正前の方針により交付されている許可証で現に効力を有するものについては、その操業時間は「その他の小型機船底びき網漁業 (板びき網) は、夜間 (日没から日出まで) 操業してはならない。」とあるのは、「午前 5 時から午後 5 時まで、ただし、11 月 1 日から 2 月末日までの間は午前 5 時 30 分から午後 5 時まで

とする。」と読み替える。